



市では少子高齢化や核家族化など社会構造の変化により、親族によるお墓の維持管理や継承、または経済的な理由からお墓の建立が困難な方のために、北吉野墓地内の吉野斎苑（火葬場）前に合同墓を整備しました。合同墓の概要や申し込みの方法をお知らせします。

## 合同墓とは

合同墓とは、一つのお墓に血縁を超えた複数の方々の焼骨を一緒に納めるお墓です。焼骨のみを骨壺から取り出して納める形式のため、一度納めると取り出すことができませんので、親族などとよく相談したうえで申請してください。また、収容数 1,500 体、30 年間の利用を見込んでおり、十分な収容数を確保しています。

## 使用することができる方

次の項目のうち、いずれかに該当する方が使用できます。

- 本市に住所または本籍がある方で、現に所持する焼骨を埋蔵しようとする方
- 本市の墓地を使用している方で、当該墓地に埋蔵されている焼骨を合同墓に改葬しようとする方
- 死亡時に本市に住所を有していた方の焼骨を埋蔵する方

※ 生前予約はできません

## 納骨

5 月から 11 月までの毎週金曜日（予約制）

- ※ 納骨時に使用許可証を確認しますので持参ください。
- また、積雪状況によっては納骨できない場合もあります

## 申込に必要なもの

- 使用許可申請書
  - 亡くなった方の火葬許可証、改葬許可証または収蔵証明書
  - 印鑑（スタンプ印不可）
- ※ 必要書類は申込者ごとに違いますので、事前に環境衛生係までお問い合わせください

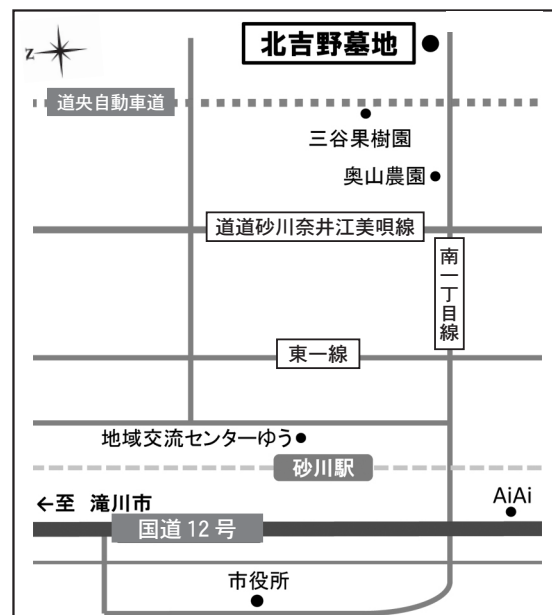
## 注意事項

- 納骨時は市が立ち会いますが、焼骨を合同墓へ納めるのは申込者など、ご自身で行ってまいります
  - 宗教的な儀式は、周囲に配慮して行ってください
  - 焼骨以外の副葬品は納めることができません
  - 献花台は設置していますが、線香台やローソク立ては各自ご持参ください
  - 市では宗教的な儀式は行いません
- ※ そのほかの注意事項は申し込み時にご説明します

## 使用料

1 体につき 8,000 円

- ※ 使用許可時以外に使用料はかかりません



【詳細・申込】環境衛生係 ☎ 2121 へ